

答 申 書
(答申第127号)
平成23年1月26日

1 審査会の結論

〇〇〇〇学校関係分の教職員の政治的行為等に関する調査票のうち、質問項目に対する回答を非開示としたことは妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

ア 本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、「平成22年3月30日付け教職第2132号道立学校長あて北海道教育委員会委員長通知『教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について(通知)』に係る調査回答のうち、〇〇〇〇学校関係分の様式6『教職員の政治的行為等に関する調査票』」である。

イ 北海道教育委員会(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、平成22年3月30日付け教職第2132号道立学校長あて北海道教育委員会委員長通知「教職員の服務規律等の実態に関する調査の実施について(通知)」に係る調査回答のうち、〇〇〇〇学校関係分の様式6「教職員の政治的行為等に関する調査票」を対象公文書(以下「本件公文書」という。)と特定した。

(2) 本件諮問事案における審議について

実施機関は、本件公文書のうち、質問事項に対する回答(以下「本件非開示部分」という。)が北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第10条第1項第4号に規定する非開示情報(以下「4号情報」という。)及び同条同項第6号に規定する非開示情報(以下「6号情報」という。)に該当するとして一部開示決定処分(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し、全部開示することを求めていることから、当該処分の妥当性について判断することとする。

(3) 非開示情報の該当性について

ア 4号情報の該当性について

(ア) 条例第10条第1項第4号は、道若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道等」という。)又は国、独立行政法人等若しくは道以外の地方公共団体、地方独立行政法人(道が設立したものを除く。)その他の公共団体(以下「国等」という。)の事務又は事業に係る意思形成過程において、道の機関若しくは道が設立した地方独立行政法人(以下「道の機関等」という。)の内部若しくは道の機関等の相互間又は道の機関等と国等の機関との間における審議、協議、調査研究等に関し、実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。

(イ) 実施機関は、本件非開示部分が4号情報に該当するとして、概ね次のとおり説明する。

平成22年3月に実施した教職員の服務規律等の実態に関する調査(以下「本件調査」という。)は、平成21年の衆議院議員選挙にかかわり教職員が加入している職員団体の幹部が政治資金規正法違反により逮捕起訴され、本道の教育に対する信頼を著しく損なう事態となった中で、学校教育に対する道民の信頼を確保するために教職員の服務規律等の実態について調査を行ったものであり、その結果

は、平成22年8月、調査結果報告書において全道及び管内毎の状況を公表している。

本件開示請求は、特定の学校の調査結果の開示であることから、それにより、特定の学校の教職員の回答結果が明らかになった場合、実施機関が現在行っている調査結果における法令等違反の疑いのある行為に関する具体的な内容の把握・確認や非違行為が明らかになった場合の対処に支障をきたすことになる。

- (ウ) 本件公文書は、本件調査のうち、道内の公立学校長や教職員に対して行った教職員の政治的行為等に関する調査に係り、実施機関が行った聞き取り調査により〇〇〇〇学校の校長が回答した内容が記載された調査票であり、本件非開示部分は、その回答の記載欄であることが認められる。

また、実施機関の説明によると、現在、当該回答記載欄の内容から法令等違反の疑いのある行為について、具体的な内容の把握・確認を行っているところであり、非違行為が明らかになった場合、厳正に対処することとしているため、本件非開示部分は、職員の処分に関し事実確認を行うための重要な情報であると解される。

当審査会としては、職員の処分については、処分の軽重、時期、対象者さらには処分結果の公表方法等について、任命権者の裁量権に委ねられていると解すべきであり、その意思形成過程において、当該事務に重要な役割を果たしている本件非開示部分を開示した場合、本件調査を実施するに至った背景事情からすれば、実施機関が主張するとおり、報道機関や保護者等から学校への問い合わせが集中するなどして、学校現場に誤解や混乱が生じることが推測される。

その結果、実施機関が現在行っている調査結果における法令等違反の疑いのある行為に関する具体的な内容の把握・確認作業に影響を与え、当該職員の処分に係る意思形成に著しい支障をきたすことが明らかに認められるものと解される。

なお、異議申立人は、本件非開示部分を開示しても、法令等違反の疑いのある行為に係る教職員を特定するものではない旨主張しているが、学校及び校長名が既に開示されていることからすれば、氏名等職員個人を特定できる情報を除き開示したとしても、当該職員が所属する若しくは過去に所属していた学校名が判明するものであり、前述のとおり、報道機関等から当該学校への問い合わせが集中する可能性は否定できず、法令等違反の疑いのある行為に関する具体的な内容の把握・確認作業に影響を与え、当該職員の処分に係る意思形成に著しい支障をきたすことが明らかに認められるものと解されることに変わりはない。

したがって、本件非開示部分は、開示することにより、当該事務又は事業に係る意思形成に著しい支障が生ずると明らかに認められることから、4号情報に該当するものと判断する。

ウ 6号情報の該当性について

- (ア) 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道等又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものは非開示情報に該当する旨を定めている。
- (イ) 実施機関は、特定の学校の教職員の服務規律の状況の調査結果を開示することは、将来、同種の調査を実施する際、教職員の協力を得られないなどの支障をきたし、事務の円滑な実施が困難となるため、本件非開示部分が6号情報に該当するとしている。
- (ウ) 当審査会としては、本件調査のように、法令等違反に関して実施機関自ら実態解明するために調査を実施する場合、開示請求により個別の回答内容が一部でも公開される可能性があることになると、調査対象者の回答に影響を与えることか

ら、正確な調査結果を得ることができず、真相を究明することが困難になることが十分に危惧される。

また、異議申立人は、将来同種の調査をする際、調査対象者が校長の場合、調査協力しないことはあり得ないし、実施機関は職務命令により調査に協力させることができる旨主張しているが、将来同種の調査対象者が校長であるとは限らず、職務命令により調査を行ったとしても、回答内容が開示請求により公開されることになると、当該調査の性質からすれば、回答内容に影響を与えることは否めず、正確な調査結果を得ることができないため、事務の円滑な実施を著しく困難にするものと解される。

したがって、本件非開示部分は、開示することにより、将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められることから、6号情報に該当するものと判断する。

以上のとおり、当審査会としては、本件非開示部分は4号情報及び6号情報のいずれにも該当するものと判断する。

(4) 理由付記の妥当性について

ア 異議申立人は、本件処分に係る理由付記が、非開示理由の記載において具体的にいかなる事項がいかに支障及び困難が生じるのか明示されていない旨主張する。

イ 条例第15条第1項は、開示等の決定をしたときは、速やかに開示請求者に書面により通知することと、公文書の開示をしないことと決定したときはその理由を、第10条第3項の規定により非開示情報が記録されている部分を除いて公文書の開示をすることと決定したときはその旨及び理由を記載して開示請求者に通知することを規定している。

当該理由付記の制度は、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨から設けられているものであることから、公文書の一部を開示しない旨の決定通知書に付記すべき理由としては、一部開示の決定をした旨及び一部開示の決定をした公文書に係る条例第10条第1項の該当号及びその具体的な理由を示さなければならぬと考えられる。

ウ 当審査会としては、本件処分における理由付記は、非開示とした部分の情報、非開示とした理由及びその根拠となる条項がいずれも記載されており、異議申立人は記載内容が不十分と主張するものの、本件異議申立手続中において非開示理由が補充されていることから、当該理由付記は本件処分を取り消して新たな処分を求めるほどの不備があるとは認められない。

(5) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成22年11月 5 日	○ 諮問書の受理（諮問番号372） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③異議申立補正書の写し、④公文書開示請求書の写し、⑤公文書一部開示決定通知書の写し、⑥異議申立ての概要、⑦理由説明書、⑧対象公文書の写し）の提出

平成22年11月 8 日	<input type="radio"/> 新規諮問事案の報告（諮問番号372） <input type="radio"/> 本件諮問事案の審議を第二部会に付託
平成22年11月26日	<input type="radio"/> 異議申立人の意見書を受理
平成22年12月 7 日 （第二部会）	<input type="radio"/> 実施機関から本件処分の理由等を聴取 <input type="radio"/> 異議申立人の意見陳述 <input type="radio"/> 審議
平成22年12月 7 日	<input type="radio"/> 実施機関の資料を受理
平成23年 1 月 4 日	<input type="radio"/> 異議申立人の意見書(2)を受理
平成23年 1 月11日 （第二部会）	<input type="radio"/> 審議
平成23年 1 月25日 （第52回審査会）	<input type="radio"/> 答申案審議
平成23年 1 月26日	<input type="radio"/> 答申